

大分県特定災害対策緊急資金助成要綱による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事務取扱要領

大分県特定災害対策緊急資金助成要綱（以下、「要綱」という。）による特定災害対策緊急資金の融通事務を円滑にするため、その取扱いについて必要な事項を定める。

第1 特定災害の指定

知事は、次のいずれか該当するときは、要綱第2に規定する知事が指定する特定災害（以下「特定災害」という。）に指定するものとする。

- 1 災害の発生等により農林漁業者に被害が生じ、その被害見込額が多額に上ると見込まれる場合
- 2 市町村長から第2の2に規定する特定災害指定要望書の提出があり、調査の結果、特定災害として指定することが適当であると認められる場合
- 3 要綱第2の1に規定する社会的又は経済的環境の変化にあつては、前2項に規定する場合の他、資材又は農林水産物の価格変動等が農林漁業経営に著しい支障を及ぼすと見込まれる場合

第2 特定災害指定要望手続き

- 1 市町村長は、災害の発生等により農林漁業者に被害が生じた場合において、その被害の程度を鑑み、特定災害として指定することが適当であると判断したときは、知事に対し、その旨を要望することができる。
- 2 前項の要望は、特定災害指定要望書（様式第1号）をその被害発生から概ね3ヶ月以内に知事に提出することにより行うものとする。
ただし、被害が甚大である等特別な事由により調査に日時を要し、当該期限内に提出できないときは、その旨を連絡し、知事の指示を受けるものとする。

第3 被害の認定等

- 1 特定災害対策緊急資金の融通を受けようとする者（以下「借入希望者」という。）は、市町村長に対し被災証明書（参考様式）又は被災の事実を証明する書類の交付を要求するものとする。
- 2 市町村長は、前項の要求があつたときは、速やかにその実情を調査し、妥当と判断される場合は被災証明書を交付するものとする。

第4 借入申込み

1 大分県農業近代化資金

借入希望者は特定災害対策緊急資金を借り受けようとする場合は大分県農業経営改善関係資金運営要領及び大分県農業近代化資金事務処理要領（以下「農業近代化要領」という。）に定める様式の右上余白に「特定災害」と朱書きし、被災証明書（天災被害用、参考様式1）若しくは経済的損失に係る影響状況確認票（天災被害以外の農・漁業近代化資金用、参考様式2）又は経済的損失の事実を証明する書類及び災害資金細部調書（長期運転資金に限る。様式第2号）その他特定災害に応じ知事が指定する書類（以下「被災証明書等」という。）を添付して取扱融資機関に申し込むものとする。

2 大分県漁業近代化資金

借入希望者は特定災害対策緊急資金を借り受けようとする場合は大分県漁業近代化資金の融通に関する措置要綱（以下「漁業近代化要綱」という。）に定める様式の右上余白に「特定災害」と朱書きし、被災証明書等を添付して取扱融資機関に申し込むものとする。

3 農林漁業施設資金

借入希望者は、特定災害対策緊急資金を借り受けようとする場合は株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が規定する書類にて取扱融資機関に申し込むものとする。

4 農林漁業セーフティネット資金

借入希望者は、特定災害対策緊急資金を借り受けようとする場合は公庫が規定する書類にて取扱融資機関に申し込むものとする。

第5 利子補給及び利子助成承認申請手続き

1 農業近代化資金

(1) 第4の1に規定する書類を受理した取扱融資機関は、内容を審査のうえ適正と認めるときは、当該書類とともに利子補給承認申請書（様式第3号）及び農業近代化要領に定められた利子補給申請書を市町村長に提出するものとする。

なお、当該借入につき債務保証を希望する場合は、上記書類とともに債務保証に必要な書類を大分県農業信用基金協会に提出するものとする。

(2) 前号の書類の提出を受けた市町村長は、内容を審査のうえ適正と認めるときは、同号の提出書類とともに利子補給・助成に係る確約書（様式第4号）を振興局長に提出するものとする。

(3) 前号の書類の提出を受けた振興局長は、地方審査会（大分県農業制度資金地方審査会設置要領第1に規定する地方審査会をいう。以下同じ。）の意見を聴き適正と認めるときは、前2号の書類を団体指導・金融課長に送付するものとする。

(4) 前号の書類の提出を受けた団体指導・金融課長は、内容を審査のうえ諾否を決定し承認したときは、利子補給承認通知書（様式第5号）を作成し、振興局長、市町村長、取扱金融機関及び大分県農業信用基金協会に送付するものとする。

2 漁業近代化資金

(1) 第4の2に規定する書類を受理した取扱融資機関は、内容を審査のうえ適正と認めるときは、当該書類とともに利子補給承認申請書（様式第3号）及び漁業近代化要綱に定められた利子補給申請書を市町村長に提出するものとする。

なお、当該借入につき債務保証を希望する場合は、上記書類とともに債務保証に必要な書類を全国漁業信用基金協会大分支所に提出するものとする。

(2) 前号の書類の提出を受けた市町村長は、内容を審査のうえ適正と認めるときは、前号の提出書類とともに利子補給・助成に係る確約書（様式第4号）を振興局長に提出するものとする。

(3) 前号の書類の提出を受けた振興局長は、前2号の書類を団体指導・金融課長に送付するものとする。

(4) 前号の書類の提出を受けた団体指導・金融課長は、内容を審査のうえ諾否を決定し承認したときは、利子補給承認通知書（様式第5号）を作成し、振興局長、市町村長、取扱金融機関及び全国漁業信用基金協会大分支所に送付するものとする。

3 農林漁業施設資金及び農林漁業セーフティネット資金

(1) 第4の3又は第4の4に規定する書類を提出した借入希望者は、取扱金融機関から融資決定を受けた後、当該書類とともに利子助成承認申請書（様式第6号-1）及び融資決定通知書等の写しを、市町村長に提出するものとする。

(2) 前号の書類の提出を受けた市町村長は、内容を審査のうえ適正と認めるときは、同号の提出書類とともに利子助成承認申請書（様式第6号-2）及び利子補給・助成に係る確約書（様式第4号）を振興局長に提出するものとする。

(3) 前号の書類の提出を受けた振興局長は、農業に係る資金については地方審査会の意見を聴き適正と認められた場合に、林業又は漁業に係る資金については提出後直ちに前2号の書類を団体指導・金融課長に送付するものとする。

(4) 前号の書類の提出を受けた団体指導・金融課長は、内容を審査のうえ諾否を決定し承認したときは、利子助成承認通知書（様式第7号-1）を作成し、振興局長及び市町村長に送付するものとする。

(5) 市町村長は、前号の通知を受けたときは借入希望者に利子助成承認通知書（様式第7号-2）を送付するものとする。

第6 貸付実行

- 1 第5の1(4)及び第5の2(4)の利子補給承認通知書を受理した金融機関は、貸付実行をしたときは貸付実行報告書(農・漁業近代化資金用、様式第8号)を作成し、貸付実行日の属する月の翌月の7日までに市町村長及び振興局長を経由して知事(団体指導・金融課)に提出するものとする。
- 2 第5の3(4)の利子助成承認通知書を受理した借入希望者で貸付実行を受けたもの(以下「公庫資金借受者」という。)は、貸付実行報告書(公庫資金用、様式第9号)を作成し、貸付実行日の属する月の翌月の末日までに市町村及び振興局長を経由して知事(団体指導・金融課)に提出するものとする。

第7 公庫資金に係る事業実施報告等

- 1 公庫資金借受者は、利子助成承認のあった事業について、貸付実行後6月以内に事業を完了しなければならない。
ただし、あらかじめ知事の承認を得た場合はこの限りでない。
- 2 公庫資金借受者は、利子助成承認に係る事業が完了したときは、事業完了報告書(公庫資金用、様式第10号)を作成し、事業完了日の属する月の翌月の末日までに市町村長及び振興局長を経由して知事(団体指導・金融課)に提出するものとする。
- 3 公庫資金借受者は、利子助成の決定後、利子助成期間内において、対象資金に係る特例償還その他利子助成承認事項の内容に変更(軽微な変更を除く。)が生じたときは、特例償還等報告書(公庫資金用、様式第11号)を速やかに市町村長及び振興局長を経由して知事(団体指導・金融課)に提出するものとする。

第8 その他

その他必要な事項は必要に応じ定め、通知するものとする。

附則 この要領は、平成19年7月25日から適用する。

附則 この要領は、平成20年10月1日から適用する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。